

番号	1
項目	<p>鉄軌道・バスをはじめとする公共交通は長期化したコロナ禍にあっても安心・安全な公共交通の責務を果たし、社会インフラの一部として国民の生活と移動を守り続けました。しかし現在、全国的にバス路線の縮小・廃止に歯止めがかからず、2008年度から2022年度までの間に全国で約2万キロの路線が廃止されました。その要因は超少子高齢化による人口減少と都市部への一極集中、モータリゼーションの進展など、利用者の減少が多くを占めていましたが、近年では要員不足を理由として不採算路線を中心に路線の休廃止、さらには事業撤退する事業者さえ出てきており、バス路線は崩壊寸前の状態にあります。そうなれば住民の生活においても大きい影響が生じることから、人々の移動を支える公共交通を維持・存続させるためには公的支援など、これまで以上に踏み込んだ施策が求められています。</p> <p>貴自治体におかれましては公共交通の重要性を再認識頂くとともに、広く公共交通の利用促進を喚起されるとともに、国が定める交通政策基本法の基本理念にもとづき交通政策に関して、<u>地域の関係者間の役割分担と合意の下で望ましい地域公共交通ネットワークを形成する新たな枠組みの構築について積極的に推進されたい。</u></p>
	<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>本市における現在のバス路線のネットワーク形成については、市民・利用者に必要なバスサービスを将来にわたり持続的・安定的に提供していくため、交通施策として必要な路線の維持を目指し、地域の事情を把握する各区と調整する枠組みのもとで、利用動向に応じた見直しを全市的に行い、設定したものです。</p> <p>こうした取り組みを通じて、市域内はバス路線と鉄道を合わせた公共交通ネットワークでカバーできており、全市として利用状況に見合った、必要なサービスを確保できていると考えています。</p> <p>さらに、市域内の公共交通ネットワークに欠かせないバス路線のうち、事業者による相応の経営努力をもってしてもその維持が困難な路線(地域サービス系路線29系統)については、その運行の維持に必要な経費の一部を助成することにより、路線を維持しています。</p> <p>今後も引き続き、公共交通ネットワークの充実及び利便性向上に取り組んでまいります。</p>
担当	都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話:06-6208-8895

番号	2
項目	<p>改正地域公共交通活性化再生法において、地方自治体における地域公共交通計画の作成を努力義務化されました。このような状況を踏まえ、地方自治体が早期に地域交通に関するマスタープランとなる計画(地域公共交通計画)を策定し、事業者任せとなっているバス路線を交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の維持発展と改善策や移動手段の確保に取り組める仕組みづくりについての進捗状況を明らかにされたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>第 21 次統一要求項目 1. (1) の回答のとおり、大阪市では、公共交通を基本に据えた都市内交通の整備に取り組み、鉄道を中心に、これをバスが補完する公共交通ネットワークの形成を進めてきた結果、市域内は公共交通のネットワークでカバーされていると考えており、引き続き公共交通ネットワークの充実及び利便性の向上に取り組んでまいります。</p> <p>現時点においては、本市では地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会を設置しておりませんが、構成委員については協議会を設置する場合に検討してまいります。</p>	
担当	<p>都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話:06-6208-8796          計画調整局 計画部 交通政策課 電話:06-6208-7846</p>

番号	2
項目	<p>改正地域公共交通活性化再生法において、地方自治体における地域公共交通計画の作成を努力義務化されました。このような状況を踏まえ、地方自治体が早期に地域交通に関するマスタープランとなる計画(地域公共交通計画)を策定し、事業者任せとなっているバス路線を交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議しながら公共交通の維持発展と改善策や移動手段の確保に取り組める仕組みづくりについての進捗状況を明らかにされたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市では、公共交通を基本に据えた都市内交通の整備に取り組み、鉄道を中心に、これをバスが補完する公共交通ネットワークの形成を進めてきた結果、市域内は公共交通ネットワークでカバーされていると考えています。</p> <p>現在、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会について、本市はバス事業に関する協議会を設置しておらず、「地域公共交通計画」についても策定していませんが、今後も引き続き公共交通ネットワークの充実及び利便性の向上に取り組んでまいります。</p>	
担当	都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話:06-6208-8895

番号	3
項目	<p>公共交通を活性化・再生するためには、従来から取り組んでいる新路線の整備、運行ダイヤ・運賃の改定等、交通事業者を中心とした供給者側の取組だけでは限界があり、需要者側である地域の住民、学校、企業等の公共交通の利用促進の取組を自治体として支援することが求められています。そうすることで地域住民の一人ひとりに自主的な意識の変化を促し、公共交通需要の増加や路線の拡充にもつなげることが可能です。<u>さらに都市部における主要道路では交通渋滞も頻発していることから、交通総量の抑制や環境負荷の軽減にも寄与し、持続可能な公共交通の実現が可能となることから、さらなる積極的な支援をされたい。</u></p>
<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>大阪市では、公共交通を基本に据えた都市内交通の整備に取り組み、鉄道を中心に、これをバスが補完する公共交通ネットワークの形成を進めており、近年のパーソントリップ調査等の結果によると、マイカーから公共交通への転換が進んできています。</p> <p>引き続き、公共交通ネットワークの充実及び利便性の向上に努めてまいります。</p>	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課      電話:06-6208-7846

番号	4
項目	<p>バス運転士・整備士の要員不足については、地方部のみならず都市部においても運行ダイヤの維持が困難な状況となり、多くの利用者に影響を及ぼしている。とりわけ地方部においては、高齢者の通院や買い物、学生の通学需要さえも維持が困難な状況となり、これ以上の公共交通の崩壊は何としてでも食い止めなければならない。また、安全運行を支える整備士についても同様であり、業界団体や事業者は要員確保にむけて様々な取り組みをおこなってはいるものの、要員が充足するまでには至っていない。</p> <p>貴自治体におかれましても市民生活に密着した公共交通である路線バスを維持・存続させるために、要員確保に向けた取り組みに積極的に賛同されるとともに、実効性のある支援策を創設されたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>バス運転士の確保は、路線の維持に必要不可欠であり、一義的には、バス事業を営む Osaka Metro Group において取り組むものと考えます。</p> <p>本市としてもバス運転士の確保は重要であると認識するとともに、市域内の公共交通ネットワークに欠かせない市域内バス路線のうち、事業者による相応の経営努力をもってしてもその維持が困難な路線(地域サービス系路線 29 系統)を対象に、その運行の維持に必要な経費の一部を助成することにより、路線を維持しています。</p>	
担当	都市交通局 バスネットワーク企画担当 電話:06-6208-8895

番号	5
項目	<p>公契約条例は自治体が発注する公共工事・業務委託等に従事する従業者の賃金・報酬下限額を設定し、自治体・受注者の責任等を契約事項に加えることを定めた条例であり、ILO（国際労働機関）第94号条約に基づいていますが、現状大阪府下では「賃金下限規制」を含んだ公契約条例を制定した自治体はありません。契約の際に労働基準法等の法令を遵守する旨は確認されてはいるものの、競争入札などで契約単価が下がり、そのしわ寄せが委託された民間事業者などで働く労働者の労働条件低下や、据え置きとならぬよう、公共工物品質の確保や良質な住民サービスの確保、地元企業の育成、公正な競争を促進する観点からも貴自治体におかれましては制定にむけ、積極的に進められたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>最低賃金をはじめとする労働条件の基準は、基本的には、国において必要な措置を講ずるべきと考えております。</p> <p>このため、本市では、府内事業者にかかる労働関係法令について網羅された大阪府作成のパンフレットを、電子調達システムウェブサイトや入札参加資格承認メールへ掲載し、また、落札者へ配付することにより、事業者への周知徹底に努めています。</p> <p>また、一部の契約で最低制限価格制度や低入札価格調査制度を活用するとともに、業務委託の入札の方法として総合評価一般競争入札制度を一部導入し、評価項目として「賃金・労働条件の向上に関する取組」を含めることで、従事する労働者の適正な労働条件を確保するなど、下請負人へのしわ寄せや労働者の労働条件低下につながりやすいダンピング受注の防止や品質確保にも一定の効果을あげているところです。令和2年度公告案件からは、この間の段階的な最低賃金引上げを踏まえ、より賃金労働条件の向上に資することができるよう、評価基準等の見直しも行っています。</p> <p>加えて、労働者の最低賃金の履行確保を推進するため、本市が発注する業務委託契約等において、平成29年度に大阪労働局労働基準部と「最低賃金に係る情報の提供に関する協定」を締結し、本市が発注する契約において雇用される労働者への賃金が大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合に、大阪労働局へ情報提供する仕組みを制度化しています。令和3年3月には同協定の内容を拡充し、低入札価格調査制度を適用する入札において、調査基準価格を下回る入札者に対して低入札価格調査を行った上、業務委託契約を締結した場合、契約事項について大阪労働局へ情報提供するよう定め、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。</p> <p>このほか、業務委託契約において契約相手方より労働関係法令を遵守する旨の誓約書を徴取</p>	

することとしており、当誓約書に、本市と大阪労働局が締結した協定の内容について、本市が提供する資料を事業所や作業場等に貼付することなどにより、契約業務に従事する労働者に対して確実に周知徹底する誓約事項を追加するなど、本市が発注する業務委託契約等における労働者の最低賃金の履行確保の推進に取り組んでいます。

今後とも、公契約に関しては、国の動向だけでなく、他の自治体の動きにも注視しながら、適正な契約制度の確立に努めてまいります。

担当	契約管財局 契約部 制度課(契約制度グループ) 電話:06-6484-7062
----	---

番号	6
項目	<p>多くの諸外国・地域で禁止や規制強化がされているライドシェアについては、大阪・関西万博の来場者輸送を理由に一部の政治家が「ライドシェア全面拡大」を声高にさげんでいるが、世界的に見ても利便性・安全性の高い公共交通を持つ日本には不必要である。一旦導入されればタクシーのみならずバス・鉄道にも影響を及ぼし、将来的には公共交通の破壊につながります。ライドシェア等、白タク・白バス行為の合法化は、例外的な措置も含めて輸送の安全や利用者保護のため、貴自治体としても今後も断固として認めることの無いよう強く要請する。</p>
<p>(回答)</p> <p>国では、令和6年3月に道路運送法第78条第3号に基づく自家用車活用事業の制度(いわゆる日本版ライドシェア)を創設し、配車アプリのマッチング率のデータ等を基に、タクシーが不足している期間、場所と時間帯を指定した上で、その指定された範囲内でのみライドシェアの運行を認めています。</p> <p>また、本制度は安全・安心を前提に、タクシー会社が運行主体となってドライバーの教育や車両整備などの安全対策を実施することが義務付けられています。</p> <p>大阪府では、現在、本市を含む大阪市域交通圏において、金曜と土曜の16時台から19時台に最大240台、土曜の0時台から3時台に最大420台のタクシー需要が不足しているとされており、本年10月31日現在で29事業者が運行許可を得て、既に運行開始または運行の準備を進めているところです。</p> <p>大阪府・市といたしましては、大阪・関西万博の来場者や国内外からの観光客急増、また、これにより影響を受ける府民・市民の移動に対応するため、タクシーとライドシェアの両輪でこの移動需要に対応していく必要があると考えており、万博期間中の現行制度の更なる緩和を国に求めているところです。</p>	
担当	計画調整局 計画部 交通政策課      電話:06-6208-7867

番号	7
項目	<p>2023年7月1日より、改正道路交通法が施行され、歩行者、自転車、自動車など既存の交通主体に加え、特定自動運行の自動車、特定小型原動機付自転車、遠隔操作型小型車などが同じ交通空間を通行するという新たな状況が生じることとなった。については、同法参議院附帯決議に基づき、各交通主体の安全を確保するため、車道と分離された自転車道、自転車専用通行帯などの交通空間を計画的に整備されるよう取り組まれない。</p> <p>また、特定小型原付(電動キックボード)について保安基準は適用されるものの、大型自動車からの視認性や運転者の走行ルール違反などの危険性も危惧されることから、①歩行者との接触事故の防止について②損害賠償責任保険等へ加入促進に向けた広報・啓発について③電動キックボード、電動モペットに関する違反、事故件数について、明らかにするとともに、各府県警察と連携し、走行ルールの徹底と事故防止啓発に取り組まれない。</p>
<p>(回答)</p> <p>本市の自転車通行環境整備は、「歩行者の安全確保を第一に、自転車の安全性・快適性を確保すること」等を目的に、まずは、大阪市内の周辺部より事故発生頻度の高い市内中心部(北区・福島区・西区・中央区・浪速区・天王寺区)の幹線道路において、自転車交通量や自転車関連事故の多い路線を選定し、緊急対策として、青矢羽根、自転車マーク及び矢印等の路面表示を連続的に設置する環境整備に取り組んでおり、令和6年度の整備完了をめざしております。</p> <p>自転車通行空間の整備にあたり、歩行者・自転車・自動車を物理的に分離するには、十分な道路幅員が必要となることから、道路幅員に余裕のある路線や、道路の交通容量に余裕があり車線数の減少可能な路線に限られますが、可能な範囲で自転車道や自転車専用通行帯での整備を実施します。なお、令和5年度には西区の一部区間において自転車専用通行帯を整備しています。</p> <p>今後、自転車道や自転車専用通行帯も含めて、歩行者・自転車・自動車にとって、より安全に通行できる自転車の通行空間の確保について検討を行ってまいります。</p>	
担当	建設局 道路河川部 道路課(交通安全施策担当) 電話:06-6615-7699

番号	7
項目	<p>2023年7月1日より、改正道路交通法が施行され、歩行者、自転車、自動車など既存の交通主体に加え、特定自動運行の自動車、特定小型原動機付自転車、遠隔操作型小型車などが同じ交通空間を通行するという新たな状況が生じることとなった。ついては、同法参議院附帯決議に基づき、各交通主体の安全を確保するため、車道と分離された自転車道、自転車専用通行帯などの交通空間を計画的に整備されるよう取り組まれない。</p> <p>また、<u>特定小型原付(電動キックボード)について保安基準は適用されるものの、大型自動車からの視認性や運転者の走行ルール違反などの危険性も危惧されることから、①歩行者との接触事故の防止について②損害賠償責任保険等へ加入促進に向けた広報・啓発について③電動キックボード、電動モペットに関する違反、事故件数について、明らかにするとともに、各府県警察と連携し、走行ルールの徹底と事故防止啓発に取り組まれない。</u></p>
<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>特定小型原動機付自転車につきましては、道路の交通方法及び罰則については道路交通法及び大阪府道路交通規則に定められており、電動キックボードによる道路の交通方法もこれらの法規によるところであります。</p> <p>法規に基づく取締りは警察の所管となりますが、本市としましては、歩行者等との接触事故を防止するため、特定小型原動機付自転車の基本ルールに関するリーフレットや安全利用ハンドブックを本市のホームページに掲載するなど、交通ルール遵守やマナー向上、また損害賠償責任保険の加入促進のための啓発活動に取り組んでおります。</p> <p>電動キックボードや電動モペットに関する違反件数等については警察の所管となるため把握はしていませんが、区役所や警察署、関係団体等で構成された「交通事故をなくす運動」区推進本部を各区に設置し、交通安全教室、街頭啓発活動など、市民協働による交通安全運動を実施しているところです。</p>	
担当	市民局 区政支援室 地域安全担当 電話:06-6208-7317

番号	8
項目	<p><u>開催まで1年を切った大阪・関西万博について、輸送を受け持つバス事業者は、要員不足もあり、大規模イベントに係るシャトルバスの運行を受け持つ余力がないのが実状である。このようなことを踏まえたうえで学識経験者や大阪府・市、交通事業者等が参画している来場者輸送対策協議会における最終段階の輸送計画について明らかにされたい。</u></p> <p>また、新たな移動サービスの実践としてMaaSや自動運転等の取り入れについての進捗状況を明らかにされたい。</p>
<p>(回答) 下線部について回答</p> <p>万博開催に向け実施している地下鉄延伸や周辺の橋梁の車線増(片側2車線→3車線)などのインフラ整備に加えて、万博来場者の安全かつ円滑な来場を実現するため、博覧会協会が学識経験者や大阪府・市、国、警察などの行政機関を含む関係団体等による「2025年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会」を設置し、具体的な対策について各種検討を行ってきました。</p> <p>この協議会が策定した来場者輸送具体方針(第4版)では、原則、公共交通機関の利用を呼びかけており、公共交通として Osaka Metro 中央線、JR 桜島駅からのシャトルバス、新大阪駅・大阪駅等の主要鉄道駅バスターミナルからのシャトルバスの運行などが計画されております。また、輸送量の供給拡大策として、鉄道運行本数増便(中央線 16→24 本/時、桜島線 10→12 本/時)や主要ターミナル駅からの駅シャトルバスを 10 路線設定するなどが計画されております。</p> <p>なお、来場者輸送具体方針(第5版(最終版))については、関係機関、事業者等との調整を進め、2024年冬に公表する予定です。</p>	
担当	万博推進局 整備調整部 整備調整課 電話:06-6690-7731